

## 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の 期限延長等を求める意見書

原子力発電は、国のエネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源に位置付けられている。

立地地域は、国策である原子力政策に協力し、国民生活の安定と社会経済の発展に貢献すると同時に、地域の発展と住民福祉の向上に取り組んできた。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく支援措置については、立地地域の防災力の向上や地域振興に大きく貢献してきたところであるが、この法律は10年間の時限立法であり、令和3年3月31日をもって失効することとなっている。

しかし、決定された振興計画の事業は、未だ達成されていないものもあることから、今後、引き続き事業の進捗を図ることが求められている。

また、福島第一原子力発電所事故による原子力災害を踏まえた原子力防災の充実、強化への取組が喫緊の課題となるとともに、立地地域の将来にわたる持続的な発展のため、地域の特色に合った地域振興が図られる必要がある。

このため、本特別措置法による支援措置が今後とも重要であり、また、現状に即した制度の拡充が不可欠であることから、次のことについて強く要望する。

### 記

- 1 この法律の期限を延長するとともに、対象事業の拡大、国の負担割合の引き上げを行うこと。
- 2 不均一課税に伴う特例措置の対象業種を拡大するとともに、雇用規模等の要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

敦 賀 市 議 会